

令和2年12月甲良町議会定例会会議録

令和2年12月7日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

◎会議に出席した議員（11名）

1 番	小 森 正 彦	2 番	岡 田 隆 行
3 番	山 田 充	4 番	山 田 裕 康
5 番	野 瀬 欣 廣	6 番	宮 寄 光 一
7 番	丸 山 恵 二	8 番	木 村 修 明
9 番	建 部 孝 夫	11 番	西 澤 伸 明
12 番	阪 東 佐智男		

◎会議に欠席した議員

な し

◎会議に出席した説明員

町 長	野 瀬 喜久男	教 育 長	松 田 嘉 一
総 務 課 長	中 川 雅 博	教 育 次 長	福 原 猛
会 計 管 理 者	宮 川 哲 郎	学 校 教 育 課 長	藤 村 善 信
税 務 課 長	大 野 けい子	建 設 水 道 課 長	村 岸 勉
企 画 監 理 課 長	北 坂 仁	人 権 課 長	丸 澤 俊 之
住 民 課 長	小 林 千 春	建 設 水 道 課 参 事	丸 山 正 平
保 健 福 祉 課 長	中 村 康 之	総 務 課 主 幹	岩 瀬 龍 平
産 業 課 長	西 村 克 英		

◎議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	橋 本 浩 美	書 記	中大路 愛
---------	---------	-----	-------

(午前 9時05分 開会)

○**阪東議長** ただいまの出席人数は11人です。

議員定足数に達していますので、12月定例会2日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 小森議員、2番 岡田議員を指名します。

日程第2 4日に引き続き一般質問を行います。

それでは、6番 宮寄議員の一般質問を許します。

6番 宮寄議員。

○**宮寄議員** 6番、宮寄です。

それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問をさせていただきます。

9月議会の一般質問の冒頭で、「今、世間では新型コロナウイルス感染症の拡大が続く、収束のめどが立っていない現状であり、感染の不安を抱えながら、町民が感染しない、感染させない避難所の環境対策が求められる。そこで、コロナ禍での町の避難所の環境対策や避難所における新型コロナウイルスで感染対策には万全を期するよう、避難所開設時の職員への新型コロナウイルス感染症対策の講習会、研修等、マニュアル作成を早期に実施すべきではないか。それ相応の対策が必要と思う」と言いました。本来なら9月議会でこの件で一般質問をしたかったのですが、通告書に書いていなかったもので、当時は見送りました。この12月議会では通告書に書いておきましたので、前回と少し方向を変えてお聞きします。

それでは、1番目の質問をします。

新型コロナウイルス感染症に関する条例の制定についてお聞きします。

今、全国的に新型コロナの感染が相当な勢いで広まっており、我が甲良町では一定の感染は抑えられているものの、いつ何どき感染が拡大されるか全く予想がつかない状況になってまいりました。

また、患者が発生している市や町では、感染患者やその家族などへの誹謗中傷や差別的扱いを受ける被害が発生していると聞いております。その市や町から引っ越しをされたとか、うわさですが、そういうことも聞いております。

そこで、新型コロナウイルス感染症は誰でも感染し得る可能性があることから、町内の感染患者および家族等の人権侵害を防ぐこと、また、これらの方を支援することを目的として、町、町民および事業者の責務を定める条例の制定を考えてはどうかと思います。

今までは、新型コロナウイルス感染症は、都市部を中心として感染拡大やク

クラスターが発生すると思っていました。ところが、先月にはとうとう近隣の豊郷でもクラスターが発生しました。残念ですが、本町でも新たな感染者が出てしまいました。皆様にも趣旨をご理解いただき、感染者の家族の方などを非難したり、差別したりするなど、人権侵害をすることのないようお願い申し上げます。

ところで、皆さんもご存じのとおり、十数年前に甲良町では滋賀県下で初めて人権擁護条例を制定しました。そこで、今回も人権擁護の観点からも、県下に先駆けて感染者差別防止条例制定を考えてはどうかと思っておるんですが、町の見解をお聞きします。

○**阪東議長** 人権課長。

○**丸澤人権課長** 議員のおっしゃるような差別的な被害者があるということはテレビなどでもよく報道されており、町も当然承知しております。

人権擁護の観点から、甲良町は、先週の議会でもありましたけれども、広報や防災無線等で啓発を行っているところです。特にこの啓発なんですけれども、こちらは、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律で地方公共団体の責務として位置づけられているものです。当然、市町村にとって最も重要な任務と考えられます。

さらに、議員のおっしゃった、せせらぎ遊園のまち甲良町人権擁護条例で、あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関し、町と町民等の責務を明らかにしているところであります。このあらゆる差別の撤廃というところには、当然、今般の新型コロナウイルスによる人権侵害も含むと考えられます。

このため、現行の法令や例規に基づいて現在対応しているところであり、現時点でコロナに特化した条例の制定は考えていないところです。ただし、今後さらに新型コロナによる人権侵害の事件が重度化してきた場合は、そのときにさらに検討する必要があると考えます。

以上です。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。

人権擁護条例は全てが含まれるという解釈を今しましたが、それはそれで分かるんですけども、時代にそぐわないというか、町民に分かりにくいというか、本当に僕ら、私たちは守られているのかという疑問もちろほら聞いております。できれば広報等などでそういう旨を、コロナも含まれているんですよ、甲良町は早くからというのを分かりやすく周知していただきたいと思っておるんですが、町長、どのようにお考えですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** ただいま質問の趣旨で申されましたように、コロナ感染症対策につ

いて、実は防災計画を見直しているんですが、防災計画の中でも避難所の取扱い、質問されたとおりでありますので、今、改定している防災計画の中にもウイルス感染症対策という項目を設置して、避難所等、どう対応するかについても対応していくという計画に盛り込むところでございます。今、人権課長が答弁しましたように、県下いち早く、せせらぎ遊園のまち人権擁護条例が策定されております。

もう一つ、具体的な指針としては、人権施策基本方針というのを既に平成22年3月に定めているところでございます。その項目の中には、7番目に「患者・感染者の人権に対する施策」ということが明記されておりまして、人権問題の現状と課題の中では、「社会においては、感染症については正しい理解が十分なされていないため、患者に対する差別や偏見は根強いものがあり、偏見を持たれることがあります」という課題認識、そして、課題ごとの取組については、「患者・感染者の人権が守られ、安心して生活できる社会の実現」として、「患者、難病、感染者に対する偏見や差別の解消を図るために、医療関係者の協力を得て、町民に対して啓発活動、各種の相談活動を推進していきます」ということになっておりますが、この時点ではコロナウイルスは想定できていません。したがって、今までそれらに関する感染者差別については、主にはエイズ患者であったり、元ハンセン病患者の想定の下にこの項目ができておりますので、まずは人権基本方針の中にもコロナ感染症対策ということを盛り込んでいきたいなというふうに思っておりますので、これはちょっと新年度になると思うんですが、人権施策基本方針の改定、見直しをやりたいというふうに思っておりますので、そこで入れたいと思っておりますし、人権課長が申しましたように、せっぱ詰まってきたという状況においては、こんなのを待たずに、そういう条例を策定することも考えられる場合には素早く対応していきたいというふうに思います。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。条例制定に向けて早急なる対応をお願いしますとともに、できれば2月議会、3月議会に提案していただけるとありがたいです。

それでは、次の質問に行きます。

今、東小学校ではエレベーターの設置工事がされています。ありがとうございます。来年の運用時期に給食配膳員が打ち切られるのではないかと、また、給食配膳用の小型エレベーターも使えなくなるように聞きましたが、エレベーターは使用期限が切れると聞いたので仕方がないと思いますが、給食配膳員はできれば残していただきたいと思っております。東小学校では、児童数が多いことや給食準備の効率化のため設置されたと思っております。今後は、エレベーターに児童と

給食配膳台が同時に乗ることも考えられますし、配膳員がいなくて児童の安全が確保できるのか、また、どうしても駄目なら、現員でフル回転や創意工夫などをして、事故がないよう体制を整備するなど、万全を期してほしいと思うのですが、教育委員会の見解をお聞きします。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 現在、給食の配膳員を配置しているのは東小学校のみです。来年度から西小学校、中学校にも配膳員の配置を各校の方に確認したところ、西小学校、中学校につきましては、配膳員の方は結構やと。ただ、その代わりに、今、用務員がパートタイムで勤務してくれております。それをフルタイムにしてほしいということでありました。

東小学校にもその旨を伝えたところ、教育委員会の方にお任せするということがだったので、教育委員会といたしましては、3校とも用務員をフルタイムにということで来年度予算に計上する予定でございます。

ただ、今、議員が言われるように、子どもの安全確保というのをやっぱり一番に考えなあかんことなので、その辺につきましては十分に気をつけながら、職員や用務員の方に教育委員会から指導の方を行っていきたいと考えております。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。用務員さんのパートタイム、フル活用、フルにさせていただけるということで分かりました。よろしく願いいたします。また1年間様子を見て、今後の対応も考えていってほしいと思います。ここであえて強くは申しませんが、様子を見て、学校現場と連携を取り合って、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に行きます。

学校施設で、教室、廊下、トイレなどの旧の蛍光灯が販売停止となるようなことを聞きました。基盤なども替えないといけないものがあると思うので、早急に予算対応をお願いしたいのですが。

また、各学校施設の不備な点等を点検し、また、現場の意見を聞きながら、常日頃から整備を心がけてほしいのですが、その1つとして、各教室と体育館の照明器具のLED化もぜひとも考えてほしいと思うんですが、見解をお聞きします。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** まず、学校施設の不備な点等ではありますが、常に各校の方と連携を取りながら、不良箇所の方の報告は受けております。ただし、予算的なこともありますので、不良箇所全てを工事、修繕することは困難であります。教育委員会といたしましては、子どもの安全を一番に考えて、緊急性の高いとこ

ろから順番に、財政の方と協議しながら、整備の方に努めてまいりたいと考えております。

あと、もう一つ、ＬＥＤ化につきましては、これも来年度、各校の体育館を中心にＬＥＤ化の方をしていきたいなというふうに考えております。ただ、全部となってくると予算もかなりかかりますので、教室等につきましては計画的に行っていきたいと考えております。

ちなみに、来年度予算計上する予定であります体育館のＬＥＤにつきましては、ふるさと納税を活用して実施していきたいなというふうに考えております。

○阪東議長 宮寄議員。

○宮寄議員 ありがとうございます。一度にというのも、予算の関係もありますので、順次、毎年忘れずに考えていただければありがたいと思います。

それでは、次の質問に行きます。

皆様には参考資料を見ながらご理解をお願い申し上げます。ちょっと難しい言葉が入ってきますので。

それでは、ＩＣＴ教育の支援員の配置についてお聞きします。

今、国で推進されているＧＩＧＡスクール構想において、大きな課題と言えるのが、教師や親のＩＴリテラシーやスキルの不足が考えられます。デバイスやネットワークなど金額的なコストおよび技術的なコストの問題を解決すればいいものとは違って、教師と親の両方がＩＴやＩＣＴ技術を扱えるようにならなくては、子どもたちに教えることはできないと思います。

多分、失礼な言い方かもしれませんが、教師はいろいろなところで講習などがある、ＧＩＧＡスクール構想については、そこそこの知識は習得されていると思うんですが、しかしながら、今、新型コロナで大変な対応を課されているときに、新たな取組としてＧＩＧＡスクール構想の推進といっても、すぐに対応できるとは思いません。ここで子どもたちが取り残されると、近い将来に向けて、高校、大学、また、社会に出たときに遅れをとってしまうことは明白であります。他の市町より先駆けて対応することが、甲良町の未来に向けた展望が開けるのではないのでしょうか。

野瀬町長の選挙公約にあるように、日本一の甲良町にするために、甲良町から世界に羽ばたく子どもたちを養成しようではありませんか。ちょっと大げさかもしれませんが。

そこで、新年度から各学校にＩＣＴ教育の支援員の配置を考えていただきたいのですが、いかがでしょうか。予算が苦しい中、なかなか難しいとは思いますが、１校に１名が無理なら、せめて３校で巡回できるよう、ＩＣＴ教育支援員の配置をぜひともお願いしたいのですが、教育委員会の考えをお聞きしたいと思います。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 支援員につきましては、今、議員がおっしゃってくれておりだと思います。教育委員会といたしましても、1名に対して3校を巡回する方向で考えております。これにつきましても、新年度予算に計上する予定ではありますが、今、現状を見てみると、支援員の数が足りないというのが現状であります。また、支援員を活用するにあたって、4月からするのか、5月からするのかということも、今後、教員の方と協議をしながら、必要であれば補正対応も考えておりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○**阪東議長** 宮寄議員。

○**宮寄議員** ありがとうございます。なかなかパソコンでもスマホでも、自分が自分で習うのは何とかなるんですが、その技術を人に教えようと思うとなかなか大変なところもあると思うので、よろしくお願ひいたします。

以上で質問の全てを終わりますが、最後になりますが、今後も議会と綿密な連携を取っていただき、よりよい甲良町政を共に築くため、行政の対応を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**阪東議長** 宮寄議員の一般質問が終わりました。

次に、4番 山田裕康議員の一般質問を許します。

4番 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 4番 山田裕康です。議長の許可を頂きましたので、これから一般質問を行います。大分寒くなってきました、今日も報告がありましたように、コロナと、これからインフルエンザということで、やっぱり体調管理をしっかりやっていかないといけない時期になってきましたので、ちょっと一般質問も早めに終わるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

早速ですが、入りたいと思ひます。

まず、(1)人口減少におけるこれからの教育現場を問うということで、①の質問をさせてもらおうと思ったんですが、今日、資料を出していただいておりますので、これで分かりますので、①の方は飛ばさせていただきます。

次に、②と③の方と一緒に聞きたいんですけど、②はたしか30人やったかと思うんですけど、その1クラスの人数が何人までということと、③は1人でも、1対1で先生と生徒というところもあると聞いていますので、これも確認のため、②と③と一緒にお答えください。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 義務教育基準法というのがありまして、それによって決められております。小学校1年生は35人まで、2年生以上、中学校3年生までの学年は40名までと定められております。

しかし、滋賀県独自の取組として、全ての学年ではございませんが、2年生

以上の学年についても、加配教員等を入れて35人までの学級にできるようになっております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 35人ということでしたけど、そうすると、次の④番と⑤番に行こうと思っていたんですけど、資料を頂いていますのでそれもよろしいんですけど。

それでいきますと、次の質問でも、⑥ということで行きたいんですけど、やっぱり1クラス、出生数を見ると減ってきているのが極端に分かるんですけど、減ってくるとどのようなメリットとデメリットがあるのか。行事関係や勉強に対してお聞きしたいと思います。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 1クラスの人数が減ってくると、メリットとしましては、一人一人の子どもたちに目が届きやすく、学習面や生活面できめ細やかな指導ができるということがあります。

2点目に、今、コロナウイルス対策として、席と席の間を空けるということできて、密の状態が回避できるということもございます。

デメリットとしましては、1クラスの人数が少なくなってくことで、多様な意見や考えに触れにくく、考えが広がりにくいというようなことがあります。また、少ない人数になりますと、友達関係もやっぱり限られてくるというようなデメリットもございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やっぱりデメリットもあるということなんですけど、これを見ていると、運動会とかになると、1クラスで走ったりする競争なんかもあるんですけど、それも大体1回走ったら終わりとか、そういうふうになってくと思うし、やっぱり修学旅行も、大きいバスを使うんじゃないし、乗用車でも行けるんだということになってきたりとか、小さいバスで、そういうので行ったりになってくるし、また、団体競技ができなくなりますよね、まあ言うたら、スポーツに関してもね。今、西小も西スポ、東もスポーツ少年団があるんですけど、このままいくと存続も難しくなってくるような。今、東の方は大分変わってきて、よそとのあれで連合チームになっているんですけどね。そういう点もあると思うんですけど、その点については、こういうふうに行えばできるというようなことが何かありますか。運動会とかに関してでも、少なくなっているけど、よそはこういうふうに変えているので、こういうふうに変えていったりできるということは何かありますか。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 子どもたちの人数が少なくなってくことで、1クラスで

する活動というのは限られてきます。ただ、学年を超えて縦割り活動、1年生から6年生までのグループでの活動など、そういう工夫によって多くの子どもたちと触れたりとか、そういう学習活動が可能になると思います。そういうような工夫を、やっぱり少ない人数でならこそそのメリットを活かしながら、工夫をしていきたいなと考えております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。そのときに応じて臨機応変にやっていかなければいけないということです。

次に、⑦に入りたいと思いますけど、生徒の数が減少してくるということで、先生の数も減ってくると思うんですけど、過去5年間の推移は表をもらっているんで分かるんですけど、これから、今、出生数とかを考えると大分減ってくるんですけど、やっぱり先生の数も大分変わってくるということはあると思いますかね。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 議員がおっしゃるとおり、人数が減ると教師の数も減ってきます。ただ、児童・生徒の人数で教師の数が決まるというのではなくて、学級数によって先生の配置が決まってくるということになります。そうしますと、学級数が減ることによって、配置される教師の数が減ってくるということでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 分かりました。学級数ということなんですけど。

次の⑧の質問に対しても、東学区と西学区の表をもらっているんですけど、この表を見ると、西学区の方が令和2年度から、東学区においても10人もいなくなるクラスになってくると。令和3年度、これは多分、予定の出生の見込み者も入れての、これでいうと西学区においては1クラス2人という形になってくるんですけど、そういうようなことになってきて、やっぱり、今ここで見ていると、東西で1クラス35人ということは、令和2年度は16人、両方足しても、令和3年度だと8人ということになってくるんですけど、これで、やっぱり少なくなり過ぎた場合のことなんですけど、これに対して、何か、今現在、急にこの数字が出たんですけど、これからはどういうふうにやっていこうとかいうことをちょっとお聞きしたいんですけどね。

⑨の質問に書いてあるんですが、やっぱり何人以上が望ましいのかということもお聞きしたいんですけど、その点、どうしようようにお考えですかね。

○阪東議長 学校教育課長。

○藤村学校教育課長 中学校や小学校での生徒数は何人以上が望ましいか、いろんな意見が専門家でも分かれております。ただ、この間、萩生田文部科学大臣

が11月13日の閣議後に記者会見で公立小・中学校の少人数学級の導入について述べられております。「新型コロナウイルス対策やきめ細やかな教育を実現するためには、30人学級をめざすべきだと考えている」というふうに述べたと報道されております。ということではよろしいでしょうか。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 分かりました。

それで、⑩の質問なんですけど、やっぱり人口減少に対して、生徒の数が減ってくるのは歴然としているんですけど、それに対する計画とか、これに対することはできているんでしょうかね。

○**阪東議長** 学校教育課長。

○**藤村学校教育課長** 今後5年の児童・生徒の推計を見ますと、令和4年には小学校は全て単級、1学年1クラスになります。5年後の令和7年には、甲良東小学校では、64人減り、153人になります。甲良西小学校は、17人減り、120人になるということです。通常学級の平均人数を見てみますと、1クラス、甲良東小学校では25.5人、甲良西小学校では20人になります。中学校につきましては、甲良中学校以外に進学する生徒が例年並みにあると計算しても、増減はあるものの、5年後には、ほぼ今の生徒数と変動はなく、149人になると予想されます。通常学級の平均人数は24.8ということですので、このような状況から、現時点ではそれに対する計画というのはしておりません。

ただ、このまま町の人口減が続くと、子どもたちの数もかなり減少すると考えられます。学校についての統合等、デメリットやメリットなど、今のところ勉強しているところでございます。

以上です。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

でも、これを見ますと、平成31年度より令和2年度の方が急激に減っているということになって、この人たちが小学校の高学年になってきたときに、ほんまに、もし、1クラス10人以下がずっと続くようであれば、学校は60人もいないということに東小学校も西小学校もなってくるし、この人たちがまた中学校に行ったときには1クラスしかないということになってくるというのが10年ほどしたら現実的になってきますね。

やはりこれでは、子どもたちのためによりよい方法を考えていかなければならないということなんですけど、やはり小中一貫等も前からも言われていますね。そういうようなこともあって、今、ちょっと教育長にだけ一言お聞きしたいんですけど、今、令和2年度からこのようになるということで、現実で数字で見てもらったら分かったんですけど、やっぱりこれからどのようにやっ

ていったらいいかと、現実を聞いてどのように思われましたでしょうかね。

○阪東議長 教育長。

○松田教育長 児童数の減少は、この先、5年先を見通しても学年1桁というようなことはございませんが、出生数等を加味したときに、今、議員がおっしゃるように、先々、1桁の新入生という状況も起こってくることも想定しながら、課長が申しましたように、義務教育学校も含めて、あるいは統廃合も含めて、いろんな情報を収集しながら、そのメリット、デメリットを加味しながら、検討を加えていくことが大事だと思うんですが、ただ、どの議会においても、甲良町の町民の人口減少は、議員さんあるいは我々行政職員も非常に憂慮している状況です。やっぱり児童・生徒の数を増やす、そういう施策をまず打ち出していくということはとても甲良町にとっては大事なことやというように思いますので、一方では、児童・生徒数の減少を想定した勉強あるいは情報収集をすることも大事だと思いますし、検討を加えていくということも、急に統廃合とか義務教育学校というのはできませんので、そういう学習を我々がしまして、けど、やっぱり甲良町の将来を考えたときには人口増加をめざす、そういう教育行政施策、町の施策を前面に出してやっていくことが、現在の甲良町の人口減少の課題を解決する上では大事な事かなというように私自身は考えています。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 ありがとうございます。今、教育長が言っていたことはそのとおりだと思いますが、今、これを見ていますと、やっぱり人口減少が進んでいくと、出生数も減っているということが分かりました。やっぱりこれからの教育などにも影響があるということが、これから甲良に生まれてくる子どもたちにとってはやっぱり深刻な問題になってくるんじゃないかと思っております。その現実がやっぱり10年もないうちにやってくるということが、今回、この資料を見させてもらって分かりましたので、やっぱりこのことに関しても早急な対策を考えていただいて、よりよい計画を立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、(2)の質問に入りますが、在宅介護実態調査および介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書、また、第4期甲良町総合計画の住民による甲良町の評価を受けて、これからの行政の在り方を問うということで、まず①番目です。在宅介護実態調査のNo. 11、せせらぎデイサービス終了後の保健福祉センターでできることの回答で44.4%、また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査においても37.0%と、「デイサービスの再開」というのが最も多いという結果だったのですが、その結果を受けてデイサービスの再開をするということは考えていないのかお聞きします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 少し整理をしてお答えしたいと思います。

まず、このことの背景といたしましては、保健福祉センター２階の施設を利用いたしまして、町が社会福祉協議会に委託をしておりましたデイサービス事業、平成３０年度末をもって事業を終了しております。身近で公的機関が運営するデイサービスセンターの要望が多く寄せられているということもふまえて、第８期の介護保険事業計画、それから、高齢者保健福祉計画の策定に合わせて意向調査を行って、その検討をふまえて施設利用をしていくという前任の保健福祉課長、そして私もそういう方向を示した経過がございます。

そこで、アンケートの結果については、今申された「デイサービスの再開」が一番高い数字でありました。福祉センターができることという質問で、２番目に高いのが、「介護・認知症予防のための通いの場」が３３．３％でした。

それから、２つ目の介護予防・日常生活圏域ニーズ調査での回答であります。１番はそうありますが、２番目は「全世代型の健康づくりのための運動施設」、これが３０．２％。３番目は「介護・認知症予防のための通いの場」が２９．５％。４番目は、「誰でも集える交流スペース」が２６．９％。５番目は、「各種講座や教室の開設」が２１．８％。これは、多様な意見が回答で２番目以降に出ております。このことにつきましては、１１月２７日に開催されました議会全員協議会、保健福祉課から資料１、高齢者アンケートの結果を説明したところでございます。

次に、町内で開設されている民間のデイサービスセンターの利用状況であります。

デイサービスセンターが４事業所、それから、小規模多機能型居宅介護事業所が１カ所、合計５カ所でございます。この５事業所の定員の合計は７３人でございます。そのうち１事業者が定員満杯の状態であります。あとの４事業者は定員に達していないという状況でございます。また、令和３年１月に新規で町内に１事業所、デイサービスの町内での開設が予定をされているという状況でございます。

それから、４点目は、国保会計と後期高齢者医療事業会計の事業運営の柱であります。高齢者の保健事業、そして介護予防の一体的な推進に努めるという事業方針が柱の１つでもありますし、今後は、健康づくり運動、元気なお年寄りづくりに努めるという方向が示されているところでございます。

それから、次に、過日、１０月２８日に開催されました甲良町包括支援センター運営協議会での委員の意見でございます。「これらのアンケートを見て、デイサービスセンターの再開の回答に、何となく、元々あったからという考えが反映されているように思う」。次は、「デイサービス事業所は定員割れの状

態である」。それから、「甲良町近隣でリハビリ型のデイサービス事業が開設をされ、また、甲良町内でも新しく事業所ができる予定で、保健センターで再開するメリットが見えてこない」「デイサービスセンターの開設は厳しく、ニーズに合っているとは思えない」「前期高齢世代でも、物忘れの心配が多かったり、将来の健康への不安が大きかったりする調査の結果から、介護予防の施設、通いの場、全世代型スポーツジムなど、介護予防や健康維持に対する意見の方が切実である。国も介護予防や健康増進に力を入れているので、そのような方向が必要ではないか」、これらの意見が今出されているところでありますので、即どうする、イエス・ノーかということではなしに、これらの意見をもう少し集約をして、意見集約をした中で方向性を見極めていくことが大事であるので、そういう方向で取り組みたいと思います。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** ありがとうございます。

人数が足りていない事業所があるということなんですけど、やっぱり甲良町も高齢化社会で、これから、独り住まいの方とかも多いんですけど、それにおいて、町民の方においては介護も重要になってきておりますし、そういう方々の、町民の不安を心配している事が多いと思いますので、やっぱりなくすために、介護に対して充実した町にしていくように計画を立てていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、②に入りますが、町にとって重要な課題だと思いますが、町に住み続けたい理由として、「町のイメージがよいため」が1%、住み続けたくない理由では「町のイメージがよくないため」が60.8%となっているが、このことを受けて、なぜこのような結果になっているのかに対して、どのように考えているのかお聞きします。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 質問の数値はそのとおりでございます。アンケートの設問に対する回答をもう少し見てみますと、甲良町に住み続けたくない理由の順については、「町のイメージがよくないため」がおっしゃいました60.8%、「買物など日常生活が不便なため」が41.2%、「地縁・血縁の付き合いが多く、煩わしい」が33.3%。

もう一つの設問は、甲良町に住み続けたい理由の多い順については、「自然が豊かなため」が43%、「地域の人々との交流があるため」が35.3%、そして、おっしゃいました少数回答の中に、「町のイメージがよくないため」1.0%という数字が出ているところでございます。

今回は、中学生アンケートも実施しましたので、中学生に聞いたところ、「甲良町のよくないところ」という設問であります、「若者が楽しめる場が少な

い」が 67.1%、「生徒数が少ない」が 63.3%、「買物の不便さ」が 57%、「交通（電車・バス）の不便さ」が 57%、「働く場が充実していない」が 45.6%。素直なイメージ回答だと認識をしております。

しかし、議員がご指摘されているように、住民意向調査の中でイメージがよくないという比率がこんなに高く出たことはなかったというふうに思います。

今後は、総合計画について策定をいたしますので、そのビジョンに基づいて、総合計画策定をスタートとして、町民の信頼に応えられる行政運営をしなければならない、そのことを強く思っているところでございます。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 それで、次に③ですけど、町のイメージがよくないと町民が思っていることに対して、何が原因だと思われるのかお答えください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 これは町長としてでございますが、これまで、公金着服事件以降、行政運営上の数々の不祥事も発生をさせていただきました。また、事務ミスなど暗いニュースばかりで、町民の受け止め方は、うんざり感を与えてしまったということ、そして、町民の信頼を失ってきたことだというふうに痛感しているところでございます。

この指摘を受けまして、町長といたしまして、管理・監督・指導をしっかり行っていく覚悟と、行政と住民が協力したまちづくりを行うように努めてまいります。

それから、町民アンケート、中学生アンケートの甲良のよいところではありますが、「自然の豊かさがあるところ」「地域の文化や伝統のあるところ」、これは、直接的な施策はできませんが、様々な施策を通じて、これら甲良のよさが醸し出していけるような、維持・発展できるような行政運営をめざしてまいりますというふうに考えております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 いつも言っていることが同じなんですけど。

④に行きますけど、このような結果に対して、今後どのようにされようと考えているんでしょうかね。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 これまで申し上げてきました、そして建部議員の新年度の主要事業についても申し上げましたが、令和 2 年度に策定を予定しております最上位計画の甲良町総合計画、それから、地方創生のまち・ひと・しごと総合戦略、加えまして、準過疎地としての持続可能なまちづくり計画等、町のビジョンをしっかりと掲げたいというふうに思っております。これらに基づいたまちづくりを展開していくことが大変重要だと考えております。

したがいまして、持続可能なまちづくり計画は、その具体の計画が進められるよう、議会の総務民生常任委員会で協議をいただき、議会の議決をお願いし、策定を予定するものであります。

主には、具体の施策は、最後の持続可能なまちづくり計画に相当具体を盛り込んで、それを実践していくということだと考えております。

○阪東議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 やはり私が思うには、やっぱり新聞に載るということが、甲良町で失態のようなことが起こって、よく出るんですけど、やはり、こういう事務的ミスとかも起こるということは、職員がもっと危機感を持って仕事をしていただいいんじゃないかと私は思いますね。

今回も失態を起こしたということなんですけど、今までのことを見ても、やっぱり職員で何をしていても処分されないということになってきているような感じがして私はなりません。

今回の件ではどうなるか分かりませんが、前に総務民生常任委員会で25件もの始末書が出ておりますが、処分されたのが2件だけで、私も30年、組織にりましたが、今もいますけど、普通なら処分されているようなことでも処分がないということは感じております。処分された2件でも矛盾しておりますし、片方は、情報漏えいした職員はおとがめなしで、上司が管理監督責任で処分されている。片方は、やった本人が免職という処分をされて、上司が監督責任はないということになっていまして、完全にこれは矛盾していることですね。

そして、ほかの25件の中でも、上司の許可なしに業者に入金しているにもかかわらず、処分がない。はっきり言っておかしいですね、これ。そういうことが、上司の許可なしに振り込んだりしているのが不正につながることになるんですよ。それが、今回処分なしということは、1回処分がないということにしていますと、次からそういうことをしても処分できないんですね、これだったら。次に処分したら、職員を差別していることになりますからね。情報漏えいに対しては、前に停職6カ月という処分がされていますね。今回、やった本人はなしということは、ほんまにおかしな行政やと私は思っていますね。

それに、持ってきたんですけど、「甲良町職員懲戒処分に関する指針」に載っているようなことでも、処分はないということになっていることを改めなければ、ますます悪くなっていきますよ。今こういうふうに言ってもあれなんですけど、分かるように説明していきますがね。

まず、情報漏えいの本人については、「甲良町職員懲戒処分に関する指針」の一般服務関係、標準例のところに、(8)秘密漏えいというのが書かれています。そのイ、具体的に命令され、上司からの命令ですよ、これ、または

注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、停職、減給または戒告とすると書かれていますよね。漏えいしたことによって、ここの課がまた1件1件確認とかに行行って支障を来していますよね、職務に対しても。こういうふうに乗っけていてもおとがめはなかったですよ。

次に、上司の許可なしに業者にお金を振り込んだことに対しては、2の公金公物取扱い関係において、(9)公金公物処理不適正というのが載っていますよね。自己管理中の公金の流用等公金または公物の不適正な処理をした職員は、減給または戒告とすると。不適正な処理をした職員じゃないんですか、上司の許可なしに振り込んだということは。これが、ここにも載っているんですけど、おとがめがないですよ。

次に、本人が停職になったことに関して、5の管理監督関係の(1)指導監督不適正。部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給または戒告とする。部下職員、停職になっていますやん。そうすると、情報漏えいした者が何もなかったら、上司は処分されることはないですよ、これが適用されなくなったら。そういうことになりますよね。完全におかしいと思います。

やっぱり、こういうのが載っているんやったら、適正な処分をやっていかなければ、危機感を持って仕事をするかといったら、しませんよ、こんなもの、何をやってもされへんとなってきたら。やっぱりそういうことが大切です。それは言っておきます、はっきりと。このことははっきり勉強してください、分からのやったら。

次に行きます。⑤の質問です。このような結果が出て、人口減少に拍車がかかってきているように感じるが、町のイメージがよくないと町民の多くが思っているのは、誰が悪いと考えているのか、はっきりとお答えください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 まず、処分の話が出まして、経過の事例もご報告をいただきました。町には懲戒処分の指針が出ている、その事例もご紹介いただきました。今、分限懲戒審査委員会という第三者機関にお諮りするというのをやっております。以前は相当数、始末書、それから顛末書をためた中で、まとめたの審査をしていただきました。これは大いに反省するところでございまして、今は、そういう事案が出た場合には、適宜、リアルタイムといいますか、早めに審査委員会を開いていただいて、答申を受けて、指針に基づいた処分をしていくということにしておるところでございます。

それから、質問の⑤番であります。まずは、誰が悪いと。先頭に立つ私がしっかりやるということが基本でありまして、町長が先頭に立って、しっかり

した行政運営、まちづくりを進めていくことだというふうに考えております。誰が悪いというマイナス思考から、みんなでよい町をつくる創造思考に発想を変えていくということが大事だと思いますし、そうしないと町はよくなるというふうに思っております。

令和３年度は、行政運営について、その方向をめざして、心を新たにして、みんなが協力して頑張っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○**阪東議長** 山田裕康議員。

○**山田裕康議員** 今言われたんですけど、今回も、前議員の出席に対すること、下水道事業特別会計決算および資金不足のことにおいて、今回どのような処分があるのかなのかというのはこれからなんでしょうけど、今までやっていないのにやるということはどうかなということを感じますけど。

はっきり言いまして、１番の点は、今回に関しては町長にあるんですが、組織として、ちょっと言っておきますけど、下水道事業特別会計決算および資金不足においては、やっぱり担当者、これに管理監督の上司ですね。それと、決算のことで会計室もこれは責任が問われますし、それに財政担当とその上司ということで、やっぱりこのぐらいのことに対しても責任が問われるということ、私は組織として、いる人間としては思いますし、前議員の出席に対しては、住民課の担当者が１１日に分かった時点で上司への報告の義務というのもこれはやっぱり問われますし、また、課長においても報告義務ということもやっぱり問われます。それと、総務課の選挙管理委員会の事務局担当と事務局長も１１日の夕方、また、１２日には町長に伝えることができるのに、伝えられなかったという責任が問われます。こういった１つのミスに対して何人もの方がそういう責任を問われるということがあるということで、やっぱりこういう１つのミスを犯さない、職員が危機感を持って仕事をするということが重要なことだと私は思っておりますし、私らもやっぱり部下がやったことに対してはずっと処分をされてきました。そういうことで、やっぱり部下に対しての目線も上司としてはしっかりと見なければならぬという責任感が生まれまして、そういうことも関係してくると思いますので、はっきりと、これは私の意見ですけど、言わせてもらっておきます。

それと、町長が今、幾つ訴えられていますかね。これも顧問弁護士を使っているということで、本当に情けないことだと私は思っております。

以上で、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**阪東議長** 山田裕康議員の一般質問が終わりました。

ここで、１５分間休憩いたします。再開は１０時２０分とします。

(午前１０時０５分 休憩)

(午前 10 時 20 分 再開)

○阪東議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

○西澤議員 11番 西澤です。

それでは、早速、質問をさせていただきます。

1番の大タイトルは、「同和行政の完全終結宣言を行って、誰もがひとしく安心して住める町をめざして。機構改革とも関わって」というタイトルです。

これは、機構改革が準備をされていますが、元々、特別対策で始まった同和行政であります。その終結を完全に行う、そして、今まで取り組んでいただいた行政の関係者、政府もそうですし、それから、それに協力した地区住民の方、そして、対象外の方々に感謝をする、感謝祭という形で終結祭が行われた自治体が幾つかあります。それに甲良町も見習っていくというのが大事かと思えます。終結宣言と、そして終結祭、つまり、感謝祭を以前提起したこともございます。

人権の町を標榜するわけですが、元々は世界人権宣言、その前には、フランスの革命のときのルイ14世を打ち倒したときのフランス人権宣言、それから、国際人権規約、女子に対するあらゆる形態の差別に関する条約、また、子どもの権利条約、これは全54条に及びますが、そして、日本国憲法の11条から40条に大変豊かな国民の権利、人権に関わる条項が詳しく述べられています。定められています。そういう点でも、一般施策に移行し、充実をさせていく、そして住みやすい町をつくっていくというのは、どの自治体にも課せられた大事な方針、大方針だというように思います。

そこで、続けてお尋ねをしておきます。一般施策の充実こそが今求められています。特化をした対策事業そのものは終了しました。けども、その残渣はいまだに続きます。そういう点でも、この方向、つまり、最終的には同和行政の完全終結の宣言を行って、今、それぞれの施策で、誰もがひとしく、そして、豊かに暮らせるように、こういう願いで行政関係者、町長をはじめ、されているのは事実です。そのことを効率的に、また、实际的に広めていく上でもこの宣言が大事だと思うんです。それで、具体的なところで、丸の質問に入らせていただきますので。

①番、一般施策の充実、ここに重点を置く、この大事さについて町長の見解をお尋ねします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 お答えします。

一般施策の充実、まさしくそのことに尽きるのではないかと思います。特別

対策については、昭和44年に同和対策事業特別法が施行されました。平成14年3月末をもって、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が失効いたしました。したがって、平成14年4月1日から一般対策に移行がされているところでございます。したがって、現在は一般対策で行政施策を実施して、その一般対策の充実、そのことは大事なことでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、続ける必要性・現状・根拠は既に解消しつつ、私は「しつつ」というようにわざわざ進行形で書きましたが、完全とは思っていません。後でも述べますように、手厚い保護や充実施策が必要な箇所は残っている、課題が残っているというのは事実であります。そういう点で、続けていく根拠、それから、③とも関連をしますけれども、そういう点でも、この課題について町長の見解、それから、具体的な施策でいえば人権課長の答弁いただいても結構かと思しますので、お願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 2つ目の質問でございます。続ける必要性という前置きはありますが、その業務について、どの業務を指されておるのかちょっと分かりかねますが、ただいま申し上げましたように、一般対策として行政事務を進めており、法令に基づき事務執行をしているものであります。甲良町役場処務規則に事務の執行、各課の係ごとに分掌事務を明記しております。特別対策としての定めはありません。町長部局の甲良町役場処務規則で人権課の所掌事務に人権政策係、その中では人権尊重のまちづくり、人権施策、人権擁護というところが明記されているところでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ①とも関連しますけれども、先ほども述べました、元々、時限立法なんですよね。その性格を持ちますので、基本法や、それから普遍法、つまり、一般的な理念を述べた法律ではありません。つまり、地域を対象として特別な施策を行うということ自体が、それを解消するという元々の10年の時限立法でした。延びて、延びて、延びて、延びて、最終的に33年間、そして13兆円という巨費が投入をされましたが、元々始まった目的の課題はなかなか達成できないまま、ハード面、つまり、環境改善などに費やすところが多かったというように思います。それで、普遍法ではないという点では、見解は、町長はどうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ③でございますね。おっしゃったとおりでございます。

○西澤議員 いや、①、②に関連します。

○野瀬町長 同和対策、地域改善対策特別措置法ではありますが、実態的差別と心理的差別が相互につながっているということを断ち切る施策、いわゆるハード、ソフト両方ということで、具体には生活環境改善、おっしゃったとおりであります。住環境整備、中小企業対策、農業対策、水産業対策、林業対策、消防施設整備、衛生対策、福祉対策、奨学金、教育啓発、人権擁護施策など、対象地域の住民の社会的・経済的地位の向上を不当に阻む要因を解消する事業として進められました。

特別措置法が失効してから、やがて19年、丸19年を経過しようとしている今、改めて検証・総括が必要なんではないでしょうか。世論形成する上にはどうすべきなんではないでしょうか。それより、今置かれている課題の解決に取り組む行政施策の展開こそが私は重要であるというふうに考えております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 今言われました目的や課題の設定の中に心理的差別の解消がありました。このところを1つの入り口として、心の問題に入り込むという特定の運動団体が現れて、大変難しい状況を呈してきたのも事実です。それで、課題が集中をして、深刻化している場合、手厚い保護や、それから施策、支援を惜しまないというのは大変大事なことだと思いますが、その点、どうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 行政課題の一つ一つに前向きに取り組むということに尽きることでと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、④ですが、「特別対策」の名で行われてきた、その中で行われてきた無法・負の遺産、これを正面から捉える必要はやはり残っています。だからこそ、終結宣言を町内外に発信すること、これがとても大事だというように考えます。

私たちが関わってきた課題で言いますと、土地の放置問題です。無法に放置をされて、その間に占有され、家まで建てられる、車庫が立つ、そして代金は払われない、これがずっと長年、前町長、前々町長、歴代そういうことが繰り返されて、証拠書類を集める中で、当時の町長がいろいろ無理難題を言われて困っている。終了時期の延長を求める延長申請が幾つも出されているのが裁判資料の中でも明らかになりました。そういう点でも、そのことを断ち切る、そして残渣を置かない、残渣を整理する、このことが大変大事だというように思いますが、町長の見解をお尋ねします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 土地の問題を事例紹介されました。いわゆる特別対策につきましては、法律に基づいて事務を推進してきたというものでございまして、今、無法

と言われるそういう事例・根拠については町の方では見つかりません。今、人権課では、ご承知のように住宅管理の業務、住宅改良法に基づいて入居と家賃回収業務に、そして、住宅新築資金貸付事業についても、未改修の金銭債権に関する業務について精力的に取り組んでいるところでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 無法を認識していないという言葉がありましたが、そうすれば、地対財特法の終了の前に地対協、つまり、政府が設置をした地域改善対策事業の協議会、ここが出した答申がございします。その中には、乱脈行政、それから、行政の主体性を欠いたもの、事例を幾つも挙げられています。こういうことについても指摘がなかった、そういうことは認識がない、甲良町ではなかったと言えるんですか。

土地の問題では幾つも証拠が集められて、最終的に51件の土地の問題を提起しましたが、裁判長の提起で、51件も一つ一つやっていると時間が足りない、ですから、5つに絞ってほしいという中で、5つで無法・不法を提起しました。指摘をしました。そのうち3つで私たちの主張が認められています。そして、金銭的には、元町長に支払いを求める判決が出されて、確定しています。この問題でも、やはり無法がなかった、乱脈はなかった。つまり、無法がないと言われましたが、乱脈や行政の主体性が欠如していたという認識もないですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 それぞれの事業展開の中で様々な困難な事例はあったと思いますし、最終、土地裁判の件も、今、紹介・報告をされたとおりでありまして、法失効後、申し上げました19年、今ようやくにして、土地の問題については、残地をどう整理するかという段階に入っておりますので、折々の、その時点時点で行政の取組がなされてきたというふうに認識しておるところでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 野瀬町長は現職時代に同和対策事業の主管課にも勤めておられたというように思います。そのことを振り返りますと、やはり地対協が指摘をしているように、行政の主体性を欠いた方向が出されたりしています。そのことをやはり受け止める。私は、過去に学ばない者は未来がないというように指摘をしたいわけですが、この甲良町で本当にイメージをよくし、そして、一人一人が大事にされる、どの地域でもひとしく扱われる、こういう偏見のない地域、町をつくっていかうとすれば、その過ちにしっかりと向き合うという町長の姿勢が大事だと思いますが、改めてお尋ねします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 当時の事業を振り返りますと、環境改善事業、小集落土地改良事業等々、地区内の住環境整備というのが主体で、町にも促進協議会、それから、集落にも促進協議会という両方相まって事業促進ということを進めてまいったわけで、今、その結果としての改善措置がなされ、今を迎えておりますので、その中での指摘、歪み等々を言われますが、折々に、そういうことがあれば改善しながら行政を運営してきたということに尽きると思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題は大変大事なところです。済んだとはいえ、次に甲良町が進んでいく上での大事なステップだというように私は思っています。

裁判でも明らかになりましたが、特定団体、とりわけ解放同盟と言われるところ、運動団体が強行してきた窓口一本化、これで行政が服従をしてきたというのが裁判資料でも明らかです。土地の交渉、つまり、住宅新築資金を貸し付けるにあたって、分譲住宅の造成を行っています。その買い付けに解放同盟の役員が赴いています。つまり、行政ではなくて、行政と、それから2人の解放同盟の役員さんがついていっているのも明らかになっています。1つ2つの事例でありますけれども、全体を通してそういう方向がある、ないしは、1つ2つの事例であってもそういうことはやっぱり起こっているんですね。野瀬町長はそのことを十分現職時代に承知されているというように思うんです。ですから、かなり経過がしていますけれども、そういう歪みを歪みとして受け止めて、そのことは絶対に許さないという立場に立つ上でも、そのことをしっかり見抜く、見据えていくというのが大事だと思いますが、どうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 地域の環境改善、住環境整備に、事業促進の中での西澤さんの具体が示されたところではありますが、行政としては、歪み、ひずみがあったら、改善しながら正常な行政運営をする、いわゆる法令に基づいて事務運営をするということに尽きることでございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの質問の中でも明らかになりましたが、職員の不祥事にしっかりと町長が向き合う、そして、駄目なことは駄目というように発信をしないこと自体が、次にまた不祥事を繰り返すという前提になってくるというように思いますので、そこはぜひ改める必要があることを指摘しておきたいと思います。

私は、言われなき偏見により苦しめられた根っこにある貧困・身分差別、これをつくり出したものは、一般庶民でも何でもありません。江戸時代から、また、江戸時代の以前からこういう身分差別の状況がつくられてきました。このことを明らかにするからこそ、そういう歪みや、そして、不正は駄目だとい

うことを発信してこそ初めて町民がそれぞれ風通しのいい、そして、思ったことが言い合えて、いい町をつくっていく、その提案などができるのではないかというように思うんですが。

⑤番目、この歴史を語っていただいたことはなかなかないんですね。人権集会でも、これは、今は対話集会となっていますが、もうそこに立ち返る必要がなくなっているのも事実だと思いますけども、けども、前提としては分断政策が強行されて、そして、その残渣として、いまだにそういうのが地域的には残っているというのが実態ですから、そのことも明らかにして、それを町民の知恵と力で乗り越えるというのが大事だと思うんですが、この⑤番目、お答えをお願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 歴史を申しいただきました。甲良町総合計画の甲良町の歴史認識、3つのことが書かれています。1つは「水と米づくりの歴史」、2つに「甲良三大偉人を輩出した歴史」、3つ目に「貧困と被差別の歴史」、3つを記しているところであります。

私たちの町を語る上において欠かせない歴史があります。それは部落差別という被差別の歴史。私たちの町には一般住民の生活から除外され、差別と貧困の歴史を強いられた地区が存在してきたことを忘れてはなりません。これら2つの地区は少なくとも500年ほど前までには形成されていたと考えられます。今日においては、両地区が全住民の4割を占めるに至っています。ここに今日の人権尊重のまちづくりを推進する背景が存在している。

その中で、今、進めようとするところについては、平成6年12月27日の町の人権擁護条例、平成12年に策定されました人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいた町の人権教育・人権啓発に関する施策の策定、それから、先ほども引用させていただきましたが、平成22年に甲良町人権施策基本方針を策定しております。加えまして、平成28年であります、4月1日には障害を差別とする差別の解消の推進に関する法律、同年6月には本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、そして、12月16日施行の部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる人権三法と言われるのが平成28年に制定をされているところでございます。これら条例、法に基づいて人権施策を甲良町で展開していくということだと考えております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 よく「同和対策事業の光と影」というように表現をされます。影の部分では、やはり同和対策事業が歪められてきた、変質されてきた時期があるんです。その点でも、解放同盟の方針そのものに、部落外の間人は差別的な存在、

これは、元々地区外に生まれたら差別をする存在なんだという、そういう大方針が掲げられています。今は取り下げられているのか、改善されたのか分かりませんが、その下で糾弾・確認事件が全国で相次ぎました。一番有名なのは、兵庫県の八鹿高校事件ですね。同和教育そのものに異議を唱えるやり方、そのものに唱える、それから、運動団体が介入してくることについて異議を唱える先生たちを集めて、体育館でリンチがありました。重傷を受ける方が相次ぎました。そういう事件を受けて、やはり、特権的な運動団体がそういう意識を持ってくる。そして、運動団体が活動を潜めても、それぞれそういう幹部の方々がその考え方を持ち続けています。ですから、そういう歴史があったのは事実です。そしたら、特権が今あるのか。特権的に言われることはないというように町長も認識をされますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 運動団体の見解・コメントは、私はコメントする立場ではありませんので、いわゆる世界人権宣言なり、それから憲法を引用されましたが、人権施策は普遍的なものであるべきだと思いますし、行政においては、その基本で主体的に人権施策に取り組むことだというふうに考えております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 よく「えせ同和事件」と言われますが、そういう同和を1つの口実として特権を言う、無理難題を言う、自分の要求を通してくる。このことについては、正当な要求は受けるけども、不当な要求は受けない、特権はないということが明快に語られませんでした。改めて、特権があるんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今、行政内部で徹底しているのは、不当要求には応じないというこの1点でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、今までの述べたこととも関連をしてきますが、同和や、それから部落、その問題を取り立てて問題にする、そして課題とする、そういう根拠そのもの、全体としてそういう課題は解消しつつあると。地区住民の方々の努力、そして、本当にごくごく一部の方が無理難題を言うてくる。これは、無理難題を言うのは特定の地域だけではありません。いろんなところでそれは言うてくる場合があります。ですから、必ずこれは解消できる、住民の知恵と力で克服できるというように考えていますが、そういう確信、信頼、町民の努力などに信頼を寄せるという点では町長はどのようにお考えでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 人事課長の調べを引用させていただきますと、滋賀県人権センターの2019年度の事業報告での相談件数であります。相談件数の合計が69

9件、それから、その内訳としては、障害者問題が370件で52%、高齢者問題が75件で10.7%、そして同和問題については39件で5.5%と、比率は下がっているところでございます。

今申されたとおり、相談件数においてもそういう状況でありますので、西澤議員がおっしゃった解消しつつあるということは認識しているところでありますし、行政としても克服しなければならないというふうに考えております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 今日の7時の防災無線でも随分変わったなという印象を受けました。外国人差別、女性差別、障害者差別、部落差別というように、それぞれの差別の実態によって対応の仕方や法律も、それから歴史も違いますので、くくりに差別事件というように言えないというようなものです。

ですから、現在はどうかといいますと、やはり、今、町政に求められているのは、新型コロナウイルスの感染症の拡大によって苦しめられている方々、労働者も、それから中小業者、中小建設業者などなども、ここに手当を施す、一人も置き去りにしないというメッセージが非常に大事だというように思うんですが、いかがでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃっていただいたとおりでありますので、多くの人権侵害に対応するということがとても大事だと思いますし、人権施策基本方針でもそういう方向での見直しを考えているところであります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう大前提があるのに、昨日、建部議員の質問に答えて、今後、個人給付は行わないと表明をされました。この真意はどうなのでしょう。私、心配したのは、中学校卒業まで医療費無料化や個人施策は幾つかあります。そういうものも全て来年度には廃止をしていく、ないしは、少しずつ減少させていくという、そういう表明なのでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 現行制度は交付要綱等で決まっておりますので、それを削減するというものではなしに、今置かれている財政環境を考慮したとき、あるいは、これ以上、個人施策を拡大しないということで、今後、いったん、個人施策は止めた上で財政運営をやっていきたいということを考えているものであります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすれば、中学校卒業までの医療費の無料化、1つ例を挙げますが、それも個人給付だと町長は考えているんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今、現行で制度がされているものについては、そのまま制度を続け

ていくということになります。今後の個人給付的な事業についてはいったん停止をするという考え方でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ほかさないでくださいよ。この制度が個人給付に当たるのかと聞いているんですよ。「個人給付的」というように言われましたが、1つを例に取り上げましたが、これを個人給付と考えているのか。どうなんでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今までの行政施策の制度でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 否定はされませんでしたね。ですから、これも個人給付として町長の頭の中には考えているということだというように思いますが、これはぜひ改めていただきたい。

それぞれの施策は、個人給付に当たるものは幾つもあります。低所得者に対する給付や保護制度、補助の制度、これは、コロナに関係するものもあれば、そうでないものもありますが、そういうものが全部個人給付だと。そうすると、ハード面やそういう建設面はフリーパスで通っていく、こういうことになっていきますので、来年度の予算編成の基本方針を昨日述べられましたが、非常に危険を感じます。そういう点では、町民の暮らしの問題にぜひともスポットを当てる、こういうことで初めて住みやすい、そして、教育長がいみじくも言われました、子どもさんが多く生まれる、産み育て、そして学校に通える、そういう子どもさんを増やしていくという方向は、ぜひとも、甲良町の大重点なんですよ。減少したときにどう対応するかという問題よりも、どう食い止めるかということですから、これは個人給付が入ってきます。そういう必要性に応じてその施策の展開、いわゆる政策、この内容を広く考えるという点ではどうなんですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 ご指摘をいただきましたので、十分考えさせていただきたいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひともよろしくお願いします。

次の問題に移ります。ごみ処理広域化計画の根本的な見直し、環境負荷をより軽減する「ごみ行政」をめざして。

これは休憩中にも話しましたが、上勝町が昨日テレビで放映をされたそうです。私は見ませんでしたが、妻が大変感心をしていました。その取組を甲良町が、15、16日に議会が視察に行かれると。大変期待をしております。私は残念ながら欠席なんですけども、そのことが活かされて、ごみ減量化、そして、

大きな財政支出が克服される方向が提起をされています。

それとは反対に、広域化は大変大きな負担がかかってきます。それで、財政負担が増えるばかりだということに思いますが、計画で出されているのは、ホームページで見ても、計画書を見ても200億円前後です。それはプラントや、それから敷地などなどを入れますが、今度は荒神山を縦貫する道路の建設がされるというのが発表されました。ですから、①番は、財政負担が増えるばかりだということを指摘したいんですが、町長の見解はどうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 1市4町の広域行政組合で行っている新ごみ処理場の計画については、組織として前へ進めるということにほかなりません。

それから、上勝町のお話を頂きました。私も直接行ってはいませんが、いろんな情報でよく知っているとか、事例を紹介される町でありますし、それから、多分以前には日本一リサイクルが進んでいる鹿児島の大崎町という話も議員からありまして、生ごみを堆肥化することによって特徴されるように、広域でスケールメリットを発揮する部分と、それと、身近に甲良町内でごみ減量化の取組という二本立てが私は必要だと思いますので、今後、12月には議員研修で上勝へ行かれますので、いいところを私ども行政にもお知らせいただきたいなというふうに思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 ①と③に関連をしながら聞いていきますが、先ほどアクセス道路の、搬入道路、これが発表されて、彦根市道なんですけれども、それも4町が負担すること、これは広域会で負担をしていただく計画だというのが建設室長杉山さんから表明がされました。そうすると、町長は、その道路負担も承諾をしたんでしょうか。道路の財政負担ですね。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 西澤議員の方がご存じだと思うんですが、令和2年8月3日に彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備連絡協議会という協議会がありまして、その後、環境アセスの住民説明会の中でも、我々、管理者会議で「こうやりますよ」ではなくて、「やりました」という結果、それから新聞報道の中にも、市道大藪金田線と稲村山農道を南北に結ぶ2.4キロ、県道2号に交通が集中しない市道計画が発表されまして、先に彦根市道ということで計画をされて、後から報告を受けていますので、杉山室長の話はあれであります、具体の費用負担の話までは管理者会では直接聞いたことはなかったわけであります。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 住民説明会が清崎でありましたが、住民説明会に参加しまして、甲良町の町長、野瀬町長が知らないまま発表されたなという印象はその当時受け

ました。ですから、1週間前に開かれた協議会でも、そのことは住民説明会のときに発表しますというので、協議委員さんでさえも未発表だったんですよね。そういう点でも、町長は後ほど聞かされる、そして財政負担がどうなのかという点では、まだ協議という点では、承諾されていないという認識でよろしいですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 そのとおりです。逆に言うと、市道ですから、市負担でやってもらうという主張も私はいったんはしたいと思っています。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 これで、本体で試算をしますと、甲良町の負担金は約10億円ですね。豊郷も多賀も人口的には同じですので、大体同じ金額の負担となります。縦貫道、つまり、荒神山を縦貫する、場合によってはトンネルを掘る必要が出てくる地形だというように思いますし、貫こうと思うと、絶壁をつくらねばならない。その絶壁を、土砂崩れを止めようとする大変な工事だというように思います。そうしますと、数億円か10億円ぐらいはかかってくる。このことでの負担は大変な負担だというように思うんです。

先ほど紹介をしました上勝町ですけども、広域でやる話が話し合われて、ずっと協議がされていたんですけども、その広域でやることに上勝町は抜けた自治体なんですね。担当者の報告書を見ていますと、そういうようになっています。ですから、その点でも、町独自のごみ政策、減量化に向かい、そして財政負担も最小限で済む、こういう方向がぜひ大事だというように思います。

④に進みますが、県や国が進めてきた広域化・大型化の方向では、やはり財政負担が1つの大きなネックとなってきますし、もう一つは、連続運転です。ですから、溶鉱炉の場合もありますけれども、今度採用される焼却方式はそうではない方向ですけども、そのことが大変環境に影響を受ける、環境負荷を与える、こういう点でも、大きなかじ取り、かじの切替えが必要だというように思います。甲良町が加入をしているリバースのRDF方式は問題点が沢山あります。そこを切り替える必要はあります。ですからこそ、その減量化の方向と甲良町独自のごみ行政の方向をぜひとも練り直していくというのが大事だと思いますが、いかがですか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 西澤議員につきましても彦根愛知犬上広域行政組合の議員でありますので、経過、今日を迎えたことは十分ご存じでございます。現行のリバースセンターの処理場、それから彦根市の清掃センターを統合して新たにということで、両施設とも改修、改修で、施設の延命措置を取っているという状況でありますので。方向については1市4町で新処理場ということでの計画を前

に進めているわけですので、環境影響評価、いわゆる環境アセスについても着手をされ、令和5年9月までその環境影響調査をするということで、様々な影響についての評価が県を交えてされていくということになりますので、その辺の推移についてもご意見を頂ければというふうに思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 10億円の試算は、これは国の補助金を差し引いた上での分担金の計算をしました。ですから、私は、この分担金をめぐっては、波静かにはこれから進まないというように思っていますし、その点でも財政負担が甲良町にかかってくる、そして、甲良町の中での様々な施策、課題に応える施策を展開しようと思うと、このことがネックになってくるというように思いますので、そこは、今、大きな決断が要るときだというように思います。

それで、②を飛ばしましたが、候補地としての清崎町、自然・文化が非常に豊かなところですし、信仰の山でもあります。その点でも、副管理者として、管理者会の一員として考えておられることをお聞かせください。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 市道にばかり、荒神山の山裾という平面、直接ラインでしか見ておらないので、そこがトンネルになるというお話でございますし、それから、環境影響評価、それらを総合的に1つずつが評価されていくというふうに思いますので。それと、財政負担。非常に財政負担が伴うという広域行政については、甲良の財政運営はしっかりしていかないとというふうに思いますし、これから広域行政で近江鉄道の再生の問題、ごみ処理場、それから、8号バイパスは負担があるのかなのか分かりませんが、国の方でやられる、一部負担が生じるかもということですので、大型事業が将来にわたって想定できますので、それらの構えというのをいかにあるべきかということは、町内の一般行政を推進する上でも大きなウエイトを占めてくるというふうに思っておりますので、今後はそれらを総合的に考えなければならないというふうに思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 文化も、それから自然もそうですけども、やはり、町長も言われた財政負担のところで大きなネックになるし、それから、波静かには進まないという根拠があるんだというように思いますので、そこも甲良町のごみ行政が独自で建てられる方向ですね。1市4町になりますと、その方向性で、広域化という名に、甲良町の独自性が発揮なかなかされないというのが現実かと思っておりますので、そのことを指摘をさせておきたいと思っております。

次に進みまして、新型コロナウイルス感染症に関わる住民対策についてであります。

これは資料を頂いていますので、若干の中間的な検証、それから、今後の方向、各事業の進捗状況で改善すべき事項や教訓など、また、事前に私は企画監理課長にお願いしていましたが、住民対策を受けて、住民の方が、失望はないと思いますけども、いろんな評価をされています。喜んでおられる方もおられます。そういう若干の声を聞かせていただければありがたいというように提起させていただきましたが、よろしくお願いします。①、②、まとめてで結構です。

○阪東議長 企画監理課長。

○北坂企画監理課長 お配りした資料のとおりでございます。新型コロナウイルス感染症の対応の臨時交付金事業、全部で24事業でございます。完了したもの、また、現在実施中、継続中のものもでございます。国・県の事務を周知しながら、町の事業についても実施しておるところでございます。町の事業でも継続して支援しているものについては、また1月末まで受け付けを実施しているというような状態でございます。

24事業ありますが、現在、9事業の完了がございます。残りの13事業、当然、引き続いての継続でやっておりますが、国の事業と併用するということで、必要がなくなった事業も掲載しております。

今回の感染症対応については、急に取り組むこととなりました。職員も通常の日常業務に加えての町単独事業はもちろんです、国・県の事業についても実施をすることとなりまして、慎重で正確な事業運営が必要であったということが反省点だと思っております。

住民さんの方からのご意見というところまではあまりよい意見は頂いておりません。はっきりとした意見は聞いていないのが現状でございます。本当に困っている方に事業が行き届けられるかという判断が難しかったのかなというふうな総括をしております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 そこで、2番の大学生に関する支援事業に絞りますけども、ここに「完了」としながら、2に「終了したが、年内は受け付ける」となっています。その根拠をお尋ねしたいんです。つまり、教育委員会が掌握をしている大学生の範囲と、それから申請された方が、まだ未掌握があるようだ、ないしは、正確な数字も分かってきたのかどうか、その辺の取組。そして、そのことが、未掌握が続くようであれば、来年の3月31日ないしは2月の末ということで続けてほしいなど。こんな制度があったのかというのは、学生のおられない方なので当たり前といえば当たり前かもしれませんが、そういう事例がありましたので、お尋ねしておきます。

○阪東議長 教育次長。

○**福原教育次長** 大学生の給付につきましては、要綱の方で期限を切っております。また、教育委員会で把握している人数というのが、当初、予算で見えていたよりもかなり人数が増えております。いまだに把握はできていない状況であります。一応終了したというのは、期間が終わったと。申込み期限は終わったんですが、今言うように、人数の把握はしておりませんので、今年度につきましては、申請がありましたら受け付けたいなという思いではおります。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** そうすると、この制度があるという周知をするチラシなり、広報なり、チラシを見ない方もおられますが、何らかの広報的な手段もされる、ぜひしてほしいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○**阪東議長** 教育次長。

○**福原教育次長** 給付、当時におきましては、ホームページであつたりとか防災無線、また、広報の方で周知しております。ただ、応募というか、締切り期限が切れましたので、その後の周知についてどうしようかというのは教育委員会でも話していたんですが、一応期限が切れているということで、取りあえずそれ以降の周知の方は考えておりませんでした。ただ、今、議員がおっしゃってくださったので、もう一度、年度末までには何らかの方法でできたらいいかなと思います。

○**阪東議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 他町の方ですけども、「甲良町はええことをやっているな」という評価を頂いているんですね。ですから、そのことに、実際受けられる権利がありながら漏れたという方がないように、ぜひ徹底をしてほしいというように、これはお願いをしておきます。

続いて、介護保険料の軽減の問題なんです。

これは本当に、6,800円、県下一高い。元々のベースが高いわけですけども、それを、これ以上高額になるという点になりますと、暮らしを圧迫するものになりますし、制度的に見ても、健康老人をより多く増やしていく、このことも限界があります。介護保険事業の仕組みから限界が見えると思うんですが、このことを、ぜひ軽減策に進んでほしいというように思いますが、いかがですか。

○**阪東議長** 町長。

○**野瀬町長** 町村会の統一要望の中にも入れていただいて、直接、県の幹部と項目設定の説明をする、その保険料の件については私が担当するというところをここ数年やらせてもらって、健康医療福祉部長にお願いをしております。一方的なお願いを今までやってきたので、国保のように広域行政で、それからスケールメリットで平準化するということを言ってまいりました。

それと、今年はどうやったら県が、私たち、あるいは甲良と豊郷の介護保険料が高いのが分かってもらえるかということを書いていたんですが、県の方は分かっているということでした。

それから、制度ができて20年がたちました。制度発足当時から給付費も保険料も3倍という高額になっておりますので、そのことの認識とか、それから、甲良町の公費負担50、被保険者負担50という制度の中で、非常に安定的に運営されている市町もある、それから、甲良、豊郷のように困っていることもあるということで、県の方では検討委員会をつくってもらって、私たちの主張の検討と、それから、制度上、円滑に行っているまちがあるので、一応、両方の意見があるので、いきなり国保のように広域化は難しいということでありましたが、つぶさに甲良の実態を掌握に来てほしいということも部長に言ったら、「分かりました。担当職員を派遣しましょう」ということでありますし、それから、一步前に進んだ、書面で回答を甲良町に頂きました。保険の平準化を図る上で必要という意見と、それから、地域の実情に応じたサービス料による保険料の決定という観点から、慎重な意見が出ているということでありましたが、実情が分かるので、今の公費50%負担の外で、財政調整を行う財政調整基金についてを、部長が目をつけていただいて、別枠措置になるように要望活動を広げるということで、県が国に向いて、それから、近畿の担当部長と協働してこの主張はやっていくという、一步前へ進んだことを言ってもらっておりますので、6,800円から、今、7,000円台の検討と、さらに最終の料金設定の検討が今されておりますので、いずれにしても、甲良の水準は非常に高いということでありますので、これを回避したいということと、それから、ちょっと時間はかかりますが、健康づくり運動であったり、元気なお年寄りづくりであったり、並行してやらなければならないというふうに認識しております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 町民の方は、制度ができるのを、それから、補助の国や県の方性ができるのを待ってられないんですね。来年から変わってきます。現在でもそういう方向です。ですから、今言われた資料、県から来た資料は、議会に出していただくことはできますか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 当然出させていただきます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、待ってられないと言いましたが、保険料を引き上げる上での一般会計からの繰入れ、これは県の姿勢が大変大きい制度だというように思いますが、一般会計からの繰入れ、これは以前からもずっと迫って質問させていただきましたが、町長としてはどういうようにお考えでしょうか。決断すべ

きだと思うんですが。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 最初指摘をされたときに「それも含めて検討します」という答弁をしていたと思いますし、事実、県の統一要望で、県の幹部の前で私はその発言もさせていただきました。「これ以上上げることはできへんので、法定外繰入れはあかんけど、時によって、私の決断で一般会計から繰入れはせざるを得ない」ということを言ったら、会議が終わってから、イレギュラー発言で、「ちょっと会議録から削除させていただきます」ということを言われて、ルールに載っていないということが一番ネックでありますので、どうしたら下がるかという、違う方法を考えないといけないなと、今、思案中でございます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 違う方向が、やはり6期から7期に上がる段階で約2,300万、2,000万から3,000万の費用が繰り入れられる、ないしは削減できれば値上げをしなくても済むという報告をいただいたことを覚えています、7期から8期に進む段階でもその金額、程度だというように思うんです。

そこで、それができないのなら、繰入れができないというのだったら、1人、2人の世帯、65歳以上の設定で何らかの支援策、これは給付の形、ないしは北川町長のときには商品券を発給する、使わなかった方に発給するという施策が出されましたけども、何らかの支援策で値上げを緩和する、負担を緩和するというのが大事かと思いますが、いかがでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 今、試算数値が、いきなり8,574円が出まして、要検討で7,260円、6,800円からすると460円上がるということですが、今、提案していただいた内容が財政的に可能かどうかを含めて内部で検討したいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 内部検討をぜひ期待をしたいというように思います。

そこで、次に進みます。国保税、固定資産税等の減免、徴収の猶予の積極的な活用を提起をするものです。①、②まとめて、税目、年度ごとの申請・認定・実行、これは表を以前頂きました。ですから、②の制度の周知、この状況を見ますと、やはり増えているのは増えていますが、これは、平成31年から令和2年度を見ても、国民健康保険税が4件から11件と増えているのは増えていますがけれども、大変、やはり苦労されていてもこういうことができるんだというのを知らない方が結構あるのではないかな。

それから、コロナの関連ですけども、収入の3割減を見込まれる方については、世帯については申請ができる。そして、その申請で減免された金額は、国

からちゃんと補填がされるという点でもあります。

それから、税の猶予は、いずれは払わんならん。利息は免除されますけども、いずれは払わんならんということになりますので、この点は少なくともよく分かりますが、その周知徹底がやはりまだ足りないというのが現状だと思いますが、担当課長、税務課長の見解をお願いします。

○阪東議長 税務課長。

○大野税務課長 西澤議員が申されるように、制度の周知は行政の重要な業務であるとは考えております。広報やホームページでのお知らせのほか、さらに必要な情報や制度が周知できるように、必要な方に届くように、引き続き広報や、あと、納税通知での周知や確定申告会場での周知などを考えていきたいと思っております。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 これは以前から住民アンケートの中でも書かれている、回答されている「イメージが悪い」、それから、甲良町に住み続けたいという定着志向が大変少ないことにも表れて、それを克服する大事な材料だと。私は、コロナの状況だからこそ、コロナのトンネルはまだまだ続いてくるというように思うんですね。そういうところから見ると、そういう行き届いた周知徹底と温かいメッセージ、これが必要だと思うんですが、担当課の努力もありますが、町長の見解も大事だと思いますので、町長、お願いします。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 これは町の単独事業ではなくて、制度でありますので、周知をするということはとても大事なことだと思いますので。具体は税務課長が言いましたように、納税通知にも個別通知にも出していくという措置も取っていただきますので、今後どういう形の周知がいいのかという工夫をしながらやっていきたいと思えます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 以前、町長のコロナ対策で皆さんに注意を呼びかけるというメッセージがありました。その中で、3密は言われましたけども、やはり工夫をして、「お困りの方はぜひ甲良町に気軽にご相談ください」という一言を添えてもらうと、温かさがぐんと増えると思いますね。そういう点でお願いしたいと思うんですが、工夫はどうでしょうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 私自らが、防災行政無線で今後も啓発をしていきたいと思っておりますので、今おっしゃった意見についてはぜひ参考にさせていただきたいと思えます。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 次に進みます。

下水道特別会計のミス、資金不足比率の問題や、それから、大町前議員の失職問題についてなんですけども、再議が出されています。総務委員会でも議論がありました。ここで私は町長にぜひとも見解を頂いておきたいと思うのは、やはり審議の中でも、それから、両方の委員長報告の中でも指摘をされている問題について、町長が管理・監督を本当に適切に行う、こういう遠慮のない町幹部と町長との関係をどう構築するのかというのが課題だと思いますので、その点はどうか。

○阪東議長 町長。

○野瀬町長 おっしゃるとおりであります。管理職の中でも「町長の答弁は少しまずかったのではないか」という率直なご意見も頂いておりますので、特に、前段は省略させていただいて、11月2日にこの件だけでの管理職会を開催しまして、やっぱり私として足らなかった点、それから、今回の事案、反省を共有するということでの管理職の在り方、マネジメントの在り方についてを意見交換して、総括的な反省と教訓を活かすという会議を持ちました。まさしく、私も足りない点がいっぱいあったなということは改めて反省をし、今後は、おっしゃっていましたが管理・監督・指導という点にはもう少し力を入れて、私自身が職員に向き合っていないということは管理職そのものも意見として出ているところでありますので、しっかりやっていきたいと思います。

○阪東議長 西澤議員。

○西澤議員 町長の管理・監督もさることながら、幹部職員が、課長、課長補佐、それから職員も含めてですけども、風通しのいい提案、それから意見、これが町長に個別にお願いをしたり、提起をしたりということではなくて、幹部集団としてやはり意見がまとめられる、そういう役割をぜひとも幹部の皆さん、課長、課長補佐の方々にぜひお願いしたいと思うんです。そうでないと、やはり、間違っている政策や間違っていること、それから、こういうことをしたら甲良町の課題に大変役立つ、向き合うというのを遠慮なく言い合える場、「こんなん、あかんやないけ」というて言える場、関西弁でちゃんとしゃべれる、そういう場づくりの役割を、総務課長、それから町長が大変重要な役割を果たしてくると思いますけども、幹部の皆さんも、間違いは間違い、それから、こんなことをしたらええことになるでというやつも、幹部会の中で、課長会の中で提案できる、そういう空気づくりを甲良町の町行政としてぜひ進めていただきたい。私たちも、そういう内容が進むように、議会の側で、議員の側で提起をしていきたいですし、見守っていききたいですし、必要な場合にはいろんな提起もさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○**阪東議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午前 11 時 32 分 散会)

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

甲良町議会議長 阪 東 佐智男

署 名 議 員 小 森 正 彦

署 名 議 員 岡 田 隆 行